



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イルカン国に於けるIQṬĀ' 制に就いて
Author(s)	本田, 實信
Citation	北海道大學文學部紀要, 7, 35-54
Issue Date	1959-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33250
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_PR35-54.pdf



イルカン国に於ける IQTA 制に就いて

本
田
實
信

イルカン国に於ける iqta 制に就いて

本 田 實 信

イルカン国のモンゴル人が当初から直面した重要問題は、征服軍がそのまま居着いて政權を樹立したといふ事情もあつて、部族と財政とのそれであつた。その国力の基礎をなすモンゴル軍の組織は部族制度と表裏一体であり、部族制度の維持は時の移るにつれて深刻な財政問題となつていつた。モンゴル諸部族の貧困化は国庫の枯渇と同時に現象として現はれ、国庫に救恤の財なく、モンゴル軍人の非理行為は税制をいよいよ困乱させた。フラグ (Hulagu) の曾孫ガザン (Ghazan) が一二九五年、二十四歳を以つて即位した時、部族制度自体の矛盾が露呈され、財政は真に危機にあつたが、旺盛な政治意欲に溢れた新イルカンは、短い統治の間 (1295-1304) に、難局の錯雜した諸因を探つて的確な政策を次々と実施して改革の実を挙げた。その内特に注目すべきは税制改革であり、これの成功によつてイルカン国は経済的に立ち直り、十四世紀の始め三十余年間の繁栄が用意されたのであつた。税制改革に關聯して実施されたのが iqta 制であり、始めてモンゴル軍人に食邑を授与することになつた。この iqta 制はイランのモンゴル人の変貌を示すものであり、また後のイラン社会に及ぼした影響も大なるものがある。ガザンの改革政治に就いては一二九八年以後その輔弼の任に當つた名宰相ラシード・ウッデイン (Rashid al-Din, c. 1247/8-1318) がその集史 (Jamī' al-Tavārikh) のガザン・カン紀第三章に優れた記述を遺してをり、iqta 制のことはその第二十四節に詳

しい。本稿ではこの第二十四節及びそこに載せられてゐる iqta 授与に關する勅許狀を考察の中心とし、iqta 制実施の前後の事情を調べ、iqta とは如何なるものであつたかを論じてみたい。

東方に於いて世祖クビライ (1260-94) が元朝一代の制度を固めてゐる間に、イランでは数人のイルカン (Il-khan) が交代した。フラグ (d. 1265) は国制の基を定めただけで早く亡くなつたが、その長子アバガ (Ābāqā) の世 (1265-82) は宰相シャムス・ウッデイン・ジュヴアイニー (Shāhib-dīwān Shams al-Dīn Juvaynī) の復興政策の宜しきを得て、内政は順調であつた。アバガの後を継いだのはその弟アフマッド (Ahmad, 1282-4) であり、彼は即位後イスラムに改宗した。モンゴル貴族の間に漸く派閥的傾向が著しくなつたのはアフマッドの即位前後からであつた。辛うじて彼を倒してカン位に即位したのはアバガの長子アルグン (Arghūn, 1284-91) であり、モンゴル貴族間の軋轢は、イラン人の財務官吏同志の競争と結びついて烈しくなつていつた。然し財政は未だ割合に豊かであつたやうである。アルグンの後にはその弟ガイカト (Gaykāthū, 1291-5) が長子ガザンを差し置いて即位し、濫りに恩賜して国庫を乏しくさせ、元朝に於ける成功に倣はうとして実施した鈔 (ch'ao) の發行は完全に失敗し、遂に自らも従弟バイドウ (Baydū, 1295) に取つて代はられた。バイドウも経綸の才なく、間もなくガザンに倒された。ガザンが即位した時、国庫は全く空しかつたと言はれる。また打ち続く内戦のためモンゴル人の疲弊・貧困化は著しいものがあつた。

元來モンゴル軍人は俸給 (marsūm) 被服 (jāmagī) 食邑 (iqta) 糧食 (taḡār) の給与を受けず、むしろ毎年 qūbchūr として馬、羊、牛等の家畜、フェルト、凝乳等の遊牧生産物を定められた割合で納め、また駅站 (yām ā jam) 維持のため馬匹・勞力を提供しなければならなかつた。然しモンゴル軍人には別に大きな収入源があつた。戦勝

の際の掠奪品の配分に与り、即位式その他の祝宴の折にも多大の恩賜品を受けたのである。然しこれは言はば不文律の給与であつて、モンゴル軍人の生活を恒常的に保証するものではなかつた。ガザンの即位当時、内戦に加へて、氣候寒冷による家畜の斃死(yū)に見舞はれ、モンゴル軍人は著しく貧困となり、彼等の子女の中には奴隸として売買される者も出るやうになつた。モンゴル軍人救済は刻下の急務であつた。

このやうな現状を見て、ガザンは先づ己のオルドの近在に駐屯するモンゴル軍に糧食(taġhar)の支給を開始し、逐次それを増額させた。その支給方法は必ずしも明確でないが、次のやうであつたと考へられる。即ち親衛軍(kazik-kashik-kešig)の糧食担当官 bukānī(ハbögeñil)が監督し、オルドの飲膳を担当する idāji(?)の書記官(butichū-biçigč)が軍人に barāt(割当証書)を發給する。軍人は所定の地域(vilayat)に赴き、その收税吏(mutšarraf)に barātを示して、それと引換へに割当の糧食を受取る仕組みであつた。当時税は barātによつて徴収されてゐたのであり、またモンゴルの王族・貴族が物を買付けた場合、物品納入者に barātを給して地方で支払ひを受取るのが通例であつた。国庫に救済の資はなかつたので、この barāt制を軍人への糧食支給に適用した訳である。然るに收税吏に些かでも遲滞・非行があると、モンゴル人達は彼等に襲ひかかり、糧食請求に名を藉りて、駅馬(nlāgh-ulara)糧秣(alafa va vūta)を強奪し消耗させたので、地方の知事(bakim)收税吏に迷惑が及んだばかりでなく、糧食を提供すべき当の農民が塗炭の苦しみ陥つた。それにも拘らず糧食は軍人の手に余り渡らなかつた。收税吏が私利を追求して非行が多く、モンゴル軍人の barātによつて農民から糧食を限度以上に徵発することはあつても、それを軍人には額面通りには渡さず、bukānīは賄賂(khidmatu)を取つてこれを看過し、且 idājiの

書記官達が barāt發行の時宜を誤つたためであつた。結局軍人は得る所少く、idājiは barātを半値で買取つて利を図る仕末であつた。軍人は barātを手にして idājiと争ひ、その事情をガザンに訴へたが、事態は解決されなかつた。糧食は手に入らず、訴訟沙汰ばかり増し、徒に数ばかり多くなつた barātのために却つて軍人には経費が嵩むやうになつた。

その後四、五年を経てガザンはモンゴル軍人に対する新しい給与法を發令した。集史によれば次の如くであつた。『(「モンゴル軍人の」冬營地(qishlaq)・夏營地(yäyläq)のある各地域に於いて、收穫時「穀物を？」倉庫(ambār)に貯へ、その地域の shūna(監督官)に管理させ、「モンゴル軍人」に割当を支給する際に倉庫から現金を与へる(ba-gāh-i havalat az ambār naqd bi-dhand)。bukānī達は賄賂を取つたり、また糧秣を要求したりしてはならぬ』と命令を出した。このやうにして割当制が行はれた。若干「のモンゴル軍人」には国庫(khizāna)から現金(zar-i naqd)を支給したので、三、四年で『「マン(mann)の糧食(支給能力)」が財務省(dīvān)に残つてゐる』と言ひ得る者は一人もなかつた。』

即ちモンゴル軍人は bukānīから給与割当を受け、己の遊牧地の存する地域の倉庫から、shūnaを通じて支給を受けたのである。barāt制が諸々の弊害を生んでゐることを認識したガザンは、その濫給を嚴重に取締つたが、この新給与法も barāt制に代るものとして施行し、收税吏、idājiを給与事務から外した。更に注意すべきは、給与源を遊牧地の存する地域に限定したことであり、これによつてモンゴル軍人の不法行為が他地域に及ぶことを阻止し、従つてそれだけ国庫収入の安定を狙つたものと考へられる。然しこの新給与法も結局成功せず、糧食は軍人の五分の二以上には渡らず、従つて軍人の農民に対する不法請求も止まなかつた。ここに遂に更に一步を進めて iqfa 制の

実施となつた。その間の事情を集史によつて記せば次の如くである。¹³⁾

〔くシラ暦〕七〇三年 (15 Ⅷ 1303-3 Ⅷ 1304) の始め、〔ガザン・カン〕は次の如く考慮を廻らした——軍人のために定められてゐる糧食は、十人の内二人以上の手には渡つてゐない。我等の恩恵がすべての者に遍からんことを願ふ。軍人も亦出征の際に地方を荒らす。〔彼等は〕一様に、真偽の程は分らぬが、『何も持つてゐない。収入もない。寒氣、yūt、その他の天災のために我々の家畜は斃れてしまつた』と言ふ。必要ある度毎に錢糧を集めて軍人に支給するとすれば、世に事件の絶えることはない。錢糧を集めることも早急では容易でないことがあり、軍人の経費と彼等の糧食の用意に始終かかりきらねばならぬ。〔そこで〕軍人の通路に当り又は彼等の夏营地・冬营地がある諸州、諸地域の内、彼等が常に不法なことをし、村落・農民を〔事実上〕己のものとしてゐる地を、全部 iqṭā' として軍人に与へるのが適當である。千戸 (hazāra) 毎に分前 (ḥissa) を定めて、〔軍人をその〕所有者 (mutasarrif) とする。〔如何なる千戸・百戸も他の iqṭā' を併吞できぬやうにし、暴力行為を固く慎ませ、各集団が農民及び自分の土地の保護者となるやうにし、その地域の荒廢地を復興させ¹⁴⁾、それを自分で治めさせよう。〔かくすることによつてモンゴル軍人の〕眼と心を飽かしめる。現今軍人の多くが私有地 (amlāk) 〔を持ち〕、耕作をしやうといふ願望を抱いてゐるので、私領 (milk) の iqṭā' を有するやうになれば、それは〔彼等の心に〕叶ふ。各人が自分の分前と食料とをその〔iqṭā'〕から得るので、国庫は彼等の経費を毎年心配する必要がなくなる。また自分達の捕虜、馬丁 (katalchī < kotelchī) 牛、種子を使用中の耕作が彼等の役に立つ。乾草 (kah) と大麦 (jav) とを確保すれば、たとひ yūt があつても、各人が二、三頭の馬を肥やして、一旦緩急の際迅速に出動できる。何者、我等の軍人が家畜斃死の損害〔を蒙つてゐるのは〕、現在〔家畜に〕水と秣草とを殆ど宛行つてゐない

ためである。〔勿論〕諸地域 (vilayāt) を軍人の給与代りに授け、〔更に〕必須の駅站維持費、諸王・后妃の飲膳費、その他必要な経費〔の財源〕をすべて諸地域に求めて、これをすべて彼等に授け、所有せるとすれば、我等の収入 (ikhrajāt) はそれだけ減するが、苛斂・誅求する者も少くなる。軍人の通路・宿営に當つてゐない諸地域が王室 (khān) の収入源として残れば、これは容易に管理でき、そこから得られる錢糧で充分であらう。軍人の重要問題もこのやうにして解決し今後この原則によつて整へよう。かくすればその利は諸王、官人、大臣、軍人、農民のすべてに遍く及ぶ——ガザンはこのやうに考へて、アムの水からミスル〔の界〕に至る全軍人に、二、三ヶ月以内に iqṭā' を決定して配分させることにし、これに關する勅令を發布した。〕

このラシード・ウツデインの記述によつて、iqṭā' をモンゴル軍人に授与することにしたガザンの意図が、貧困軍人の救済、国庫収入の増加、農民の保護にあつたことは明白であらう。モンゴル軍人が事実上私有視してゐる土地を授け、且その内の荒廢地を自らの労働力で再墾させて、彼等をして自給せしめ、戦力に缺けるところのないやうにし、また彼等の農民に對する不法誅求を止めさせ、財務省に對する限度のない給与要求を却けて、国庫収入の安定を図らうとした。農民の保護、荒廢地の再墾はガザンの政策が積極的なものであつたことを示す。更に興味深いのは、この頃になるとモンゴル人が己の土地を所有して自ら耕作しようと思ひに至つたことである。元來モンゴル人は征服軍の一員としてイランに入つて來たのであり、イルカン国が成立すると、その国土防衛に任じなければならず、軍人としての任務そのものに變りはなかつた。然し蒙古本土から如何なる補給も望み得ないとすれば、彼等はイラン国土内ですべて自給しなければならなかつた。軍人であると共に、遊牧民としての生活を考へなければならなかつた。このやうなモンゴル人の經濟生活の変化にガザンは着目してゐ

たのである。然しこれは部族制度そのものの變化ではなかつた。iqta は、同時に部族構成の単位でもある千戸毎に決定されたのである。では次に iqta 授与の趣旨、iqta の内部構造を更によく理解するため、勅許状の全文を邦訳して示さう。

モンゴル軍人に iqta を授与する件の勅令 (yarliq) の写 (savād) 慈悲深く慈愛遍きアツラーの名に於いて、

最高のアツラーの力に依り、

マホメット信徒の安寧の為に、

スルタン・マフムード・ガザンの命令 (farmān)。

母達、嫂達 (barkānān) 妻達 (khātūnān) 娘達、婿達、萬戸 (tūmān) 千戸 (hazāra)・百戸 (sada)・十戸 (daha) の官人達、スルタン達、マリク達、書記官達 (bīkchīyān) アムの水からミスルの界に至る全地域のすべての者よ、知れ。

最高・至聖の神の力に依り、我等の太祖チンギス・カンはその生誕から神佑・神靈に恵まれ、己の法 (yāsāq) を毛髪の一筋程も犯さず、又如何なる人間にも己の命令の輓から頭を脱し正道から足を踏み外す機会を与へなかつた。正にこの方策に依り己のモンゴル軍を以つて、地の拡がり「行く果まで」世界中を東と西と「すべて」解放し清浄にし、時代「の歴史」に良き名と不朽の名声とを書き留めた。版図を拡大するためにはあらゆる困苦・缺乏に耐え、国 (ulus va mamalik) を立派に整へて己の子々孫々 (farzandān va tūgh) に遺産として伝へた。我等の良き父祖はその領土を同様な原則に依り自分達の子孫に委ねた。その後、子孫の内、国の法令 (yāsāq va āyin) をよく守り、君権の維持に努めた (chidāmsin kardā) 者は何れも、その榮譽ある記憶が時代「の歴史」に留められてゐるが、国 (ulus) を防衛せず、不正・暴虐をなした者は、その悪名が疑もなく残されてゐる。「誠に彼等の

足跡は「人々に道を」示し、「人々は」彼等の後にその足跡を眺める。」この意味の真理であることは確認されてをり、且我等は、此の世に於ける永遠の生命が誰にも得られず、此の世では良き名の獲得以外に「もつと好い」利益は想像もされぬことを承知してゐるので、我等に王位の順番が廻つてきたこの限られた日々に良き名の獲得に努力しようと思ふ。順番として我等に伝えられた民のすべて (majmū-i ulūs) を安泰の中に包んで、永久に「語り継がるべき」榮譽ある記憶と業績とを時代「の歴史」に書き遺さう。正義といふ我等の名声は永遠・無窮に残るだらう。「アツラーはその思寵を以つて我々を支へ、佑助を以つて救ひ給ふ。」

今や「次の事は」何人にも周知「の事実」である。従前我等の良き父達の時代にモンゴルの民 (ulus-i mughul) は、現在すべて廃止した家畜税 (qūpchūr-i mavāshū) 大駅站 (yāmā-yi buzurg) の維持、厳しい法 (yāsāq) の負担、夫役 (qalānāt) の如き各種の徵發・重荷を課せられ、「然も」彼等の大部分は倉庫から何も得ず、糧食 (tağhar) の給与を受けなかつた。そのやうな困苦にも拘らず、彼等は赤心を以つて仕へ (kūch dadā) 勤めを果し、遠路の旅の苦痛を忍び、不満を訴へなかつた。「かくては」遂にモンゴル軍人が力も財も最早得ることができなくなつたのも当然である。最高の神が我等の父達の続べた国土 (ulus va mamalik) を我等に恩賜 (soyurgāmsin) し、王位と王座とを授与し給うた時に当り、多くの国事 (umūr va masālih-i ulūs) を立派に整へることに王者としての全意志・全意欲を振り向け、今後全モンゴル軍人 (charik-i mughul) を——彼等が殖え増す限り——如何なる事があつても窮乏 (yādāmsin) させず、当代富裕の余沢を享けさせよう。我等の後に順番が他の者に來た時、その者に怨恨を抱かせず、「我等の」国事の確立、榮譽ある記憶の保存、良き名の永續、祈りに依る「神」助の増大等の誘因となる状態にして、国と軍とをその者

に委付したい。「また次の事も」何人にも周知「の事実」である。アム
の水からミヌルの界に至る全モンゴル軍人 (charik-i mughul) の内、
或る者には若干の糧食 (taḡhar) を支給し、或る者には賜養品として事
ある毎に報酬を恵んできたが、その大部分の者は如何なる給与も得な
かつた。

ここに我等は賜養・給与に関しては全モンゴル軍人を一条の糸で結
び、如何なる者も我等の恩恵から洩れないやうにして、彼等が勤務し
(kūch dādan) 出征する際には国を護る能力を維持するやうにさせよ
う。何者、国事の運営・確立は彼等「軍人」に係つてゐるからである。
このやうな前提に基づき「次の如く」命ずる。諸州・諸村落内にあり、
「軍人の住地に」近く彼等に便利な場所の水 (ab) と土地 (zamin) とを、
王室領 (mujt) 国有地 (dalāy) から選んで (ilghamshu kardāy) その
耕地 (mazār-i ābādān) と荒地 (kharāb) とを、租税臺帳 (dafātir
va qavānūn) に記されてゐる所に従ひ、iqfā' の名を以つて千戸毎に決
定し、「これを軍人に」授けて「軍人を」その所有者 (mutasarrif) とす
る。

ここに「iqfā' 某を」某千戸 (hazāra-yi fulān) に次の細則に従つて
決定する。これらの iqfā' に関する規定・条件及びその分割・配分の
細則は以下に述べる通りである。

〔第一条〕 王室 (mujt) 財務省 (divān) に属してゐた土地の農民
(ra'īyā) の内、昔からその土地の住民であり、耕作してゐた者は皆、
従来通り耕作に従事し、その収入 (bahra) を間違ひなく軍人 (charik)
に送れ。「即ち」財務省「に納むべき」錢糧 (maū) 人頭税 (qūpchūr)
附加税 (mutavajjihāt) を規定通り増減なく軍人に送れ。

〔第二条〕 次に軍人は何人も私有地 (amlak) 所有者のある土地
(zamin-i malāk va arbāb) 寄進地 (auqāt) に手出しせずその収入を
横領してはならぬ。その錢糧、人頭税 (qūpchūr) 附加税を租税臺帳

(dafātir-i qanūn) の細目通り間違ひなく財務省に送らせよ。

〔第三条〕 次に「モンゴル軍人は」彼等の牧地 (yūt) 内にある財務
省所属の荒地 (kharāb) してゐる村落・耕地・土地の内、草地 (margizār)
となつてしまつたものはそのままに置き、その他「の荒地」を
自分達の捕虜 (asirān) 奴隸 (ghulāman) 牛、耕具 (yūt) 種子を使
用して耕作し、その收穫 (urūfā) 全部を取れ。若しその荒地地の所有者
(malik) が現はれ、地券 (milkīyyat) 又は寄進状 (tauiyat-i vaqfiyyat)
を示し、長期間所有してゐたと訴へた場合、聖法 (shar-i mujaḥhar)
に照らして彼の正当性が確認されれば、軍人達は「そのまま」自分の
捕虜・奴隸でその地を耕作するが、「唯収入の」十分の一を我々「財務
省」に送り、残りは自分の耕作者達 (mazārīān) と共に取れ。

〔第四条〕 次にモンゴル軍人に授与された豊かな (ābādān) 村落及
び荒地してゐる村落の農民の内、「他に」流亡して三十年に満たず且
他地域の戸籍 (shumāra va qanūn) に登録されてゐない者は、「本来
所属すべき」者のもとに返す。若し他地域の住民で「モンゴル軍人の」
もとにゐる者があれば、それを皆「本来の地域」に返せ。如何なる理
由があつても他地域の農民を自分のものにしてはならぬ。遠隔地の農
民であるからとて…… (bābīrān) 手出しをしてはならぬ。如何なる
理由があつても、彼等を糾合せず、庇護せず、自分の村落内に收容し
てはならぬ。また軍人 (mardum-i charik) は自分達に授与された村落
の農民を本貫 (huja'at) の村から他の村に移動させてはならぬ。「何れ
の耕地・村落も共に我々の iqfā' であり、彼等は我々の民である」と
言つてはならぬ。各村落の農民は自分の土地で耕作に従事せよ。「こ
れらの土地の農民は iqfā' として我々に授けられ、我々の奴隸 (asir)
である」と言つてはならぬ。軍人には「農民を」自分達の村落の耕作
に従はせ、財務省規定の錢糧、附加税の額を正当に彼等から取り立て
る以上の権限はない。農民を各自、自分の土地で耕作させ、それ以外

に他の仕事に従はせてはならぬ。耕作を知らず或は「それを」しない住民も、財務省規定の錢糧を「モンゴル軍人に」納めてをれば、強制的に耕作に従はせたり、暴力を加へたりしてはいけない。「農民を」よく扶養せよ (*isranishi kunand*)。

〔第五条〕次に軍人は自分達の村落の界内又は隣接地にある村落に干渉したり、「そこで」耕作したりしてはならぬ。「已の」遊牧地 (*yurt*) を口実に、「それらの村落民の」水と土地「の使用」を禁止してはならぬ (*qurinishi na-kunand*)。彼等の牛・羊・驢のための牧地の牧草「利用」を妨害してはならぬ。

〔第六条〕我等は「モンゴル軍人に」恩恵を施し、上述の土地を *iqta* と定めて恩賜 (*soyurghamshi*) したが、これはすべての民の安寧、〔我等の〕榮譽ある記憶、法 (*yasag*) と正義「の尊重」を冀ふ所以である。彼等はすべてこの寛仁と恩賜 (*soyurghamshi*) とに力を得、感謝せよ。萬戸・千戸・百戸・十戸の官人及び多数の軍人は、誓書 (*khaiti-i mujalga*) を提出し、力の限りを尽して正義の貫徹に努めよ。今後不法行為・暴力を慎み、従来慣れてきた様々の圧制を止めよ。誓を破つてはならぬ。糧秣 (**kuzghu va 'alifa va taghar*) 等の名目で物を徵発してはならぬ。

〔第七条〕次に以下の如く定める。如何なる理由があつても財務省は *iqta* に対して *barat* を發行せず、決して割当 (*havala*) を行はないが、「モンゴル軍人は」規定に従つて一人につき五〇タンブリス・マン (*mann-i buzan-i Tabriz*) 「の穀物」を王室の倉庫 (*ambār-i khāss*) に送れ。それ以外に彼等から何も徵收しない。

〔第八条〕また以下の如く命ずる。「上に」詳述した如くにして、水と荒地と耕地とから成る *iqta* を千戸「毎」に配分するに当り、「当該の」地域の経験に富む者 (*ahl-i khibrat*) は皆、我等の任命した書記官 (*butikchi*) 某のもとに來じ、「*iqta* の土地を」十区分し、鞭で籤

引 (*qur'a*) をせよ。その次に百戸・十戸毎に区分 (*bulduk*) して籤引をせよ。我等が監察職 (*irzi*) に任命 (*nisnamshi*) したこの書記官は、各百戸・十戸の分前 (*qissa*) を別々に、そして荒地・耕地には「夫々」名を附けて (*musammā*) 臺帳 (*daftar*) に記載し、「それを」保管せよ。その一部を大財務省に、一部を千戸長に委管する。諸百戸の臺帳は百戸長に与へる。かくして監察職の書記官 (*butikchi-yi 'iriz*) は毎年査察して、耕作に励んだ者と怠けた者との名前、及び各分前「の地」の荒地と豊作の状態を確めて記録し、我等に報告せよ。励んだ者には特別の恩賜 (*soyurghamshi*) があり、怠けて「土地を」荒地させた者は罪を得る。

我等の授与したこの *iqta* を売却したり、贈与したりしてならぬ。盟友・姻戚 (*anda va quda*)、同胞 (*aga-o-mu*)、親族に嫁資 (*kābin*)・賄賂 (*qalan*) として贈つてはならぬ。敢えてこれを犯す者は死罪にする。婚資は以前別にこれに關して發布した勅令 (*yarliq*) 通り予言者の言行録 (*qadit*) に依つて十九デイナー半と定められてゐる。

〔第九条〕また以下の如く心得よ。この *iqta* は軍役 (*qalan*) に服して勤務する軍人 (*mardum-i charik ki ba-qalan dar-ānada-and va kuch dhand*) に授けられる。その内の一人が亡くなれば、彼の子供又は兄弟の一人をその後継者とし、故人の *iqta* はその者に授けられ、「彼の名は臺帳に」登録される。若し彼に一族の者 (*urugh*) がゐなければ、「その *iqta* は」彼の古參の奴隸 (*ghulam-i qadim*) のものと定められる。若し奴隸もゐなければ、百戸内の適当と認められる者に授けられる。若し百戸・十戸の成員で「チングス・カンの」法 (*yasag*) に悖る者があれば、千戸・百戸の官人は彼を有罪とし、その *iqta* を勤務することのできる他の者に授け、その者の名を「臺帳に」登録する。毎年臺帳「に就いて」報告せよ。「更に」次の如く命ずる。若し軍人が錢糧、人頭税 (*qupchur*) 等を租税臺帳に定められてゐる「額」以

外に何かを徴発すれば、監察官はこれを看過してはならぬ。若し「軍人が」暴力で奪取しようとすれば、監察官は隠すことなく、その者の名を記して我等に報告せよ。

〔第十条〕 次に軍人の出征に際して査閲するには、「当該の」書記官某は勅命に従つて、名前を記した臺帳を先づ百戸長に、次に千戸長に、その次に萬戸長に示し、面接して査閲する。その後、中軍(čurk-i-čul)の長に示す。

〔更に〕次の如く定める。千戸長(自身)の iqtā は〔別に〕定められてゐるので、軍人の iqtā (iqtā-i-čurk) を横領してはならぬ。同様に監察官には他地域に於いて「収入を得るやうに」定めてあるので、彼は軍人の iqtā に対して barāt を發行して割當を行つてはならぬ。

このやうに命令して軍人の iqtā を恩賜(soyurghamış)した。若し軍人が租税臺帳に詳記されてゐる以上に農民から何かを徴發したり、軍人に与へてはゐない民、他地域の農民を庇護して自分の処に收容したり、彼等の村落の界内にある水と土地とを独占して、耕地及び牛・羊・驢の牧草地(の利用)を「界内の村民に対して」禁止(qurimış)したり、毎年自分の「戸口」数(shumāra)と天幕(čhibā)とを報告せずにあたり、口実を設けて自分の代りに他人を軍に送つたりする者があれば、その者は有罪となる。〔当該〕千戸の書記官に任命された某は、本勅令に記されてゐる全項目をよく守り、更にそこに「含まれてゐない」土地、遊牧地(yūt)内で耕す者、全く荒廢してしまつた「土地」をも、夫々別々に名を詳記して財務省に報告し、臺帳に記入して補足を全きものとせよ。

この勅令を某千戸に授けた。爾後その命令は永久・不変と考へ、変更・修飾を加へてはならぬ。〔遺言を〕聞いた後、それを作り変へれば、その罪はその変改者が負はされる。誠に神は何事も聞き知つてゐる。」

本勅令は某年某月某宿營地に於いて書かれた。

ガザン・カンとは即位前既にイスラムに帰依してをり、從つて本勅令がアッラーへの invocatio に始まり、コーランの一句を以つて閉ぢてゐるのも当然であり、その内容を見ても、例へば婚資に関する規定の如きはイスラム法のそれである。然しそれと同時にモンゴルの固有制度に關係のあるモンゴル語乃至トルコ語を相当数含んでゐる。そこで次にこれらのモンゴル語・トルコ語を集めて、主として元朝秘史に於ける用例と比較しつつ、簡単に語釈を施してみよう。

anda この語は元朝秘史に頻見する anda「契交・契合」の音写で、「盟友、友人」の意である。集史では anda va qūda と連ねて用ゐられることが多い。

āqā トルコ語、モンゴル語の āqā「兄」に当る。im「弟」と両語連ねて āqā-o-im の形で用ゐられることが多く、これは秘史の āqā de'ü と全く同じ表現であり、「兄弟、同胞、一族、王族」を意味する。

barkān 秘史の bergen「嫂嫂」又は berigen「嫂」に当り、ここではガザン以前の諸イルカンの王妃を指すと考へられる。勅令原文の BTRKAN-AN(AN はベルシア語複數形語尾)、その他例へば集史諸刊本に見える TRKAN-AN, HRYKAN の正に綴字は BRKAN(AN) bergen である。

bīčīchī これはトルコ語の bīčīcī モンゴル語の bīčīcī に当り、元史では必闕赤と写されてゐる。意味は「書き手、書記官」であるが、そのモンゴル行政機構に於ける役割の闡明は今後の課題である。

čurk トルコ語、モンゴル語の čerig に当り、秘史に頻々と現はれ、「軍、軍人」を意味する。

čidāmīshī「能力がある」を意味するトルコ語 čida-maq モンゴル語 čida-qu の派生語で、「能力の限りを尽すこと、努力すること」

の意である。

daftar この語は元来ギリシヤ語であるが、ペルシア語に入り、更にモンゴル語 (*debter*) に借用され⁽⁸⁶⁾、「冊子、簿冊」を意味する。秘史に見える *koiko-debter* 「青冊」といふ用例から判断される如く、*iqta* 勅令中の *daftar* 又は *daftar-i qanun* は「戸籍・土地・租税の臺帳」の意味に用ゐられてゐる。なほラシード・ウツデインが集史編纂の際に利用した宝庫秘蔵の史書は *altan daftar* (＜*altan debter*) 「金冊」と呼ばれた。

dalay モンゴル語、トルコ語で「海」を意味する *dalai* に当ると考へられる。勅令では王室領 (*inju*) に対して国有地 (*divani*) を意味してゐる。*dalai-yin qayan* 「海内の皇帝」といふ表現から察せられる如く、「皇帝の威に服した、海の如く広大な土地」の意から「国有地」を指すのに *dalai* の文字が用ゐられたのであらう。

hujatur この原語は秘史の *hujatur* であり、「根、根源、根脚」を意味する。

ilghamishi この語はトルコ語の *ilra-maq*、モンゴル語の *ilra-qu* 「揀、選揀、分揀」の派生語であり、「選り出すこと」の意である。*inju* 秘史の奄出 (*emciu*) はその原語の音写漢字であると考へられる。その意味は「王室領、王室領の民」である。

ini トルコ語 *ini* 「弟」を写したものである。⁽⁸⁷⁾ *aga* の項参照。

istanishi トルコ語 *isra-maq* 「容赦する、保護する」の派生語で、「保護すること、扶養すること」を意味する。

khātun トルコ語、モンゴル語の *qatun* に当り、その意味は「妻、王妃、皇后」である。

kuch トルコ語の *güc*、モンゴル語の *güci* に当る。⁽⁸⁸⁾ *kuch dādan* はモンゴル語の *güci ög-ki* の直訳であり、「力を捧げる、仕くる、勤務する」の意味である。

mujalga トルコ語の *müçilge*、モンゴル語の *müçelge* に当り、

「誓書、連判状」を意味する。⁽⁸⁹⁾ 即位式の際にモンゴル人一同は *mujalga* を提出してカンに忠誠を誓ふのを常とした。

qalan トルコ語 *qalan* に当る。⁽⁹⁰⁾ モンゴル時代の文獻にはよく *qūpčur* と並べて使用されてゐる。Barthold は *qūpčur* が遊牧民から徴収される税であるのに対し、*qalan* は定住農耕民からのそれであると考へたが、最近では *qalan* を夫役と見做す説が有力であり、Schurmann は更にモンゴル語の *alba(n)* に相当すると説いてゐる。

qūda トルコ語、モンゴル語の *quda* に当り、その意味は「親家、姻戚」である。

qūl 秘史に見える *qol* 「中軍」に当り、カンの親衛軍を指す。

qūpčur 秘史に見える *qūbčiri* 「科斂」に由来する税制上の術語である。イルカン国の史書では「モンゴル人から徴収した家畜税、モンゴル人が定住民に課した人頭税、モンゴル人が課した税一般」等の意味に用ゐられてゐるが、なほその実態究明は今後の研究に俟たねばならぬ。

qūrmishi モンゴル語 *qori-qu* の派生語であらう。その意味は「禁止すること」である。

soyurghamishi 秘史に見える *soyur'a-qu* の派生語で、*soyur'rai* 「恩賜」と同じ意味である。⁽⁹¹⁾ 神の「恩寵」を言ふこともあるが、多くはカンの恩恵を示す行為を指し、集史中に最も繁く現はれる語の一つである。

taghār トルコ語、モンゴル語の *taṭar* に当り「鞍に結はぐられた糧食袋、糧食、100 Tabriz-mann の重量 (=83.4kg)」を意味する。⁽⁹²⁾ *tūmān* 秘史の *tūmen* 「萬匹」に当る。軍隊単位と云ふ *tūmen*, *mūng'an*, *ja'un*, *harban* 「萬戸、千戸、百戸、十戸」はイルカン国の史書では夫々 *tūmān*, *hazāra*, *śada*, *daha* と訳されてゐる。更にイルカン国時代 *tūmān* は地方区画単位及び貨幣単位として使用された。

tūsānishi モンゴル語の tūši-ku 「委付する」⁽⁸⁷⁾、tūšimel 「官吏」⁽⁸⁸⁾、トル語の tūšimel に関係ある語で、「任命すること、委付すること」を意味する。

tuzghu トル語の tuzru⁽⁸⁹⁾、モンゴル語の tusqu に当り、「食料の贈物、糧食」を意味する。⁽⁹⁰⁾ 一般に TRGHW と綴られてゐるが、TZGHW とあるのが正しい。

ulus トル語の ulus⁽⁹¹⁾、モンゴル語の ulus に当り、秘史の傍訳には「国、国土、百姓」とある。なほモンゴル人は己の帝国を yeke monggol ulus と称し、元朝の場合は yeke ün monggol ulus と書いた。⁽⁹²⁾ 集史では諸カン国を言ふのに、ulus-i Qān, ulus-i Chaghātay, ulus-i Juchi 等の表現を用ひてゐる。⁽⁹³⁾

urugh トル語、モンゴル語の uruγ に当り、秘史には「親戚、親子嗣、子孫、族」と傍訳されてゐる。集史ではこの語を以つて、チンギス・カンの後裔、一族を言ふ場合が多い。

yādānishi モンゴル語の yada-qu 「不能、窮乏、困乏」、トル語の yada-maq から派生語で、「弱くなること、窮乏すること」を意味する。⁽⁹⁴⁾

yām 秘史の jam 「站」に当る。⁽⁹⁵⁾ イルカン国駅站制の研究も今後の課題である。

yarluq トル語の yarlıγ⁽⁹⁶⁾、モンゴル語の iarlıγ 「聖王」に当る。⁽⁹⁷⁾

yāsāq 秘史の jāsāq 「法度、軍法」に当る。チンギス・カンの定めた法を特に yāsāq 又は yāsā と言ひ、元史卷二には「大札撒⁽⁹⁸⁾華言大⁽⁹⁹⁾とあり、シエヴァーノイニ史に yāsā-nāma-yi buzurg⁽¹⁰⁰⁾、集史に yāsāqha-yi buzurg とある。⁽¹⁰¹⁾

yāsānishi トル語 yasa-maq⁽¹⁰²⁾、モンゴル語 jasa-qu 「整治」の派生語で、「国事を整へること、軍隊を整列させること」の意味に用ゐられる。⁽¹⁰³⁾

yūrt トル語の yurt に当り、モンゴル語では nutur 「營盤」と言ひ、遊牧民の「牧地」を意味する。⁽¹⁰⁴⁾

さて、ガザンの勅許状の核心は十条から成る iqta⁽¹⁰⁵⁾ 授与の細則である。これによつて iqta⁽¹⁰⁶⁾ の性格を考へてみよう。イルカン国時代のイランの土地は所有關係によつて、王室領 (mujā) 国有地 (dalāy) 又は divānī⁽¹⁰⁷⁾ 遊牧地 (yurt) 寄進地 (vaqt) 私有地 (milk) の五種類に区別される。⁽¹⁰⁸⁾ iqta⁽¹⁰⁹⁾ として授与すべき土地は、王室領又は国有地の内、モンゴル人の遊牧地若しくは通路に当る地域に求められた。そしてその iqta⁽¹¹⁰⁾ の土地は、耕地と荒廢地とに分けられる。前者は農民附きの耕地であり、財務省規定の税額を軍人は己の収入とする。後者は遊牧地内にある可耕の荒廢地であり、モンゴル軍人は自己の捕虜、奴隸を使役し、自己の耕牛、耕具、種子を使用して再墾し、全收穫を自分のものとする。かかる耕地、荒廢地から成る iqta⁽¹¹¹⁾ が千戸別に授与されたことは最も注目されねばならぬ。勅令は個々の千戸に宛てて授けられたのである。千戸はモンゴル軍事制度並びに遊牧部族制度の基本単位であつて、千戸長は千戸軍の長であると共に、その部族の首領であつた。千戸毎に授与された iqta⁽¹¹²⁾ は千戸長がこれを百戸に、百戸長が更に十戸に配分した。そして iqta⁽¹¹³⁾ の實際の受領者は、軍役 (qalan) に応ずることのできる、千戸内の各成員であつた。受領者は年に五〇マン (≈ 47.7kg) の穀物を納入すればよく、それ以外に何等の貢納義務を課せられなかつた。iqta⁽¹¹⁴⁾ は私有領 (milk) と見做され、世襲を原則としたが、売買・贈与は嚴禁された。iqta⁽¹¹⁵⁾ の受領者には誓書 (mujaḡa) を提出させて、非違行為のないことを誓はせたが、なほ直屬の百戸長、千戸長をしてこれを監督させ、中央から派遣した書記官をして監察させた。先づ iqta⁽¹¹⁶⁾ の配分、相続、改易の決定権を千戸長に与え、彼に臺帳を一部保管させた。然し千戸長と雖も恣意行為は許されなかつ

た。次に中央の財務省直属の書記官をして、*iqta'* に関する一切の件を臺帳に記録させる他に、規定額以上の徴収、農民の移動・収容、私有地・寄進地の横領、隣接地に対する非違行為等の軍人の暴行を監視し、それを報告させた。荒地の場合はその旧地主が出現しない限り問題は起らないが、農民附きの耕地の場合は、ガザンは慎重な方策を立てたのである。書記官の最大の任務は、*iqta'* の所有者たる軍人と *iqta'* 内の農民との關係を調整することであつたと言へる。更に書記官をして、軍人出征の際の替玉を取締らせ、また再墾に就いての勤惰の状態を報告させた。

ガザンは行政事務の簡素・能率化を図つて、請願書、勅許状等の官文書の書式を定めた。類似の事柄に就いては一定の書式原型を作成し、そこに人名、地名、日付、その他必要事項を記入すれば事が済むやうにした。*iqta'* 勅許状の写しも実はそのやうな書式例 (*qānūn al-umūr*) の一つであつたと考へられる。即ち勅許状中の某 (*fulān*) は授与の際固有名詞、日付を以つて填めらるべきものであつた。このやうな訳で勅許状の某年某月某宿营地を的確に指摘することはできない。然しガザンが *iqta'* 授与に就いて熟慮を廻らし、その実施を命じたのはヘジラ暦七〇三年の始めであるから、この頃に勅許状も授けられたと考へられる。七〇三年は西暦に換算すると、一三〇三年八月十五日を以つて始まる。この頃ガザンは己の當んだ都ウージャーン (*Ujān*) に居り、この年の春第三回のシリア作戦が完全に失敗したため、その敗北の責任を問ふクリルタイ (国会) (一三〇三年六月二十八日開催、同七月十八日終了) を済ましたばかりであつた。九月八日にはタブリーズに赴き、ここでキタイの医師によつて眼の手術を受けてゐる。十月三十一日タブリーズを發して、冬营地バグダードに向つたが、途中雪が深く *Hulān-mūrān* (現在 *Safid-rūd* の上流 *Qizil-özān*) の畔

りで冬を過すことにした。ここで新年の宴を催し (一三〇四年一月十日)、その後国事に専念したといふ。⁸⁰⁾ このやうなガザンの行動の記録からは、*iqta'* 授与の實際に就いては何も知り得ないが、税制改革の勅令はこの *Hulān-mūrān* の *Ujāyāt-bāyruq* (?) に於いて七〇三年 *Rajab* 月 (一三〇四年二月八日—三月八日) に發令されてをり、ここには *iqta'* の事が見えてゐる。⁸¹⁾ 軍人の給与体系を確立しなければ、税制改革も望み得なかつたのであり、またガザンは「全モンゴル軍人に二、三ヶ月以内に *iqta'* を決定して配分させることにした」のであるから、一三〇四年二月頃には既に *iqta'* 制施行は略完了してゐたのであるまいか。即ち *iqta'* 勅許状は一三〇三年の秋、ガザンのタブリーズ滞在中に發行されたのではないかと考へられる。

Hulān-mūrān で發布された税制改革勅令の骨子は、徴税権を完全に中央の財務省に帰属せしめることを意図し、*barā'* 制の一本化を狙つたものである。ガザンはその実施に先立ち、各地区に書記官を派遣し、各村落の租税能力を再査定して租税臺帳を作成させ、これをタブリーズに新しく建てた文書館 (*kutub-khāna*) に備へさせた。そしてこの臺帳に基づく課税額の細目を石又は銅、鉄等の板に刻ませて、各村落の門、又はモスクの前に公示させた。⁸²⁾ *iqta'* として軍人に授与された村落の場合もこれと同様に取扱ひ、*iqta'* の農民はこの公示板 (*lāh*) によつて納税額の細目を知ることのできるやうにした。⁸³⁾ *iqta'* 勅許状に言ふ「財務省規定の錢糧、入頭税、附加税」とはかかる性質のものであつた。更にガザンは勸農政策に力を入れ、農民に耕牛、耕具、種子等を給して、農業の復興、新耕地の獲得に努めた。かくして得られた耕地の多くを *iqta'* に充当したのである。⁸⁴⁾ このやうに見てくると、税制改革を頂点とする諸々の財政政策の一環として *iqta'* 制が施行されたことは自ら明かである。一種の予算制度を確立したガザンは、その収入と支出の均衡を軍人の恣意行為によつて破綻させないために、彼

等に *iqṭā'* を授与したとも言へよう。⁽⁸⁷⁾

iqṭā' 制の実施を短時日の間に可能ならしめた一因として、モンゴル支配時代に於けるイランの土地荒廃化が考へられる。多くの土地がモンゴルの侵入、内戦、暴行によつて荒廃し、然もこれらは国有地、王室領とされ、その返還要求をする者は少かつた。⁽⁸⁸⁾ 荒廃の状況は西北イラン及びホラサンに於いて特に甚しかつたが、これらの地域こそはモンゴル人の本拠地であつた。更にガザンは己に反対するモンゴル王族・貴族を容赦なく滅した。千戸長が罪を得て殺された時、その千戸は他の者の間に分配されるのが慣はしであつたから、ガザン時代には相当多数の千戸乃至は部族が断絶、改易させられてゐる。⁽⁸⁹⁾ このやうな事も *iqṭā'* 制実施を容易ならしめたに相違なく、且千戸乃至は部族を安堵させ、軍力を増強することは、財政の立直しと共に急務であつたことも見逃されてはなるまい。然るにガザンは一三〇四年五月十七日此の世を去つてしまひ、*iqṭā'* 制実施の詳細、*iqṭā'* の内部構造を調べる材料は少く、*iqṭā'* を受領した軍人の数、*iqṭā'* の大きさ等の具体的な数字は不明である。

そこで次には、モンゴル軍人の *iqṭā'* がどのやうな地域に設定されたかを別の方面から考へてみよう。ムスタウフイー (Ḥamd-Allāh Mustaufī) が一三四〇年に著したといふ *Nuzhat al-Qulūb* (心の歓喜) の地理篇には、次の如き記事が見出される。

「Pishkin……この地域は軍人の *iqṭā'* (*iqṭā'-i lashkar*) として分配され、五萬 (*panj tūmān*) 前後 (のモンゴル人) が配置されてゐる。」
「Shirvān……〔この州の〕多くの地域が *iqṭā'* として分配されてゐる。」

「Gushtāsh……〔この州の各地に於いて〕軍の *iqṭā'* (*iqṭā'-i asakir*) が分配された。」

Pishkin はタブリーズから Arrān, Mughān 方面に出る道路上、Ahar

の東方にあり、Shirvān, Gushtāsh はクル河北岸からカスピ海岸に至る地である。⁽⁹⁰⁾ これらの地には何れも当初からモンゴル人の遊牧地 (*yurt*) が多数存してゐたのであり、そこに設定された *iqṭā'* は、正にガザンの勅許状に言ふそれであつた。

このやうなモンゴル人の集団住地を更にムスタウフイーの地理書によつて調べてみると、次の三地域が得られる。⁽⁹¹⁾

「Sujās, Suhraward は昔は二つの町であつたが、モンゴル人の侵入時代に荒廃して、現在は両者共に村の大きさしかない。……百以上の村落があり、その大部分はモンゴル人の住地である。」

「Kāghadh-Kunān は……モンゴル人の侵入によつて荒廃した。今はモンゴル人の住地であり、彼等は〔ここで〕耕作に従つてゐる。〔その地は〕Mughlūhiyya と呼ばれてゐる。」

「Darāvard は昔、その地方の町であつたが、今は〔村落的な〕一地域に過ぎず、モンゴル人の冬营地となつてゐる。」

Sujās, Suhraward はスルターニアの西方にあり、Kāghadh-Kunān はスルターニアと Ardabil とを結ぶ路線の中間、Safid-rūd の南にあつたと考へられる。Darāvard は Pishkin 地区内にあつたが、その正確な位置は不明である。これらの地域にもモンゴル軍人の *iqṭā'* が設けられたに相違なく、Kāghadh-Kunān のモンゴル人が耕作に従つてゐるといふ記事は特に注目される。

歴代のイルカンは冬营地 (Arrān, Mughān, Jaghātū, Baghdād, Nim Murdān 等)、夏营地 (Alātāq, Sughūrūq, Ūjān, Suljāniyya, Siyākhūh 等) の間を季節に従つて移動してゐたが、⁽⁹²⁾ 上述の諸地域は略イルカンの移動路線上にある。即ちイルカンの宿营地、移動路はモンゴル人の遊牧地の配置と相応じてゐるのであつて、前者の調査によつて後者も明かにされよう。また集史等のイルカン国時代の史料にはモンゴル語の地名も多数記されてをり、これはモンゴル人の住地を探る好い手掛

りとなる。最近ミノルスキー教授 (V. Minorsky) はウルミア湖東部の現在の地名を詳細に調べ、モンゴル時代に由来するものの意外に多いことを実証された。⁽⁸²⁾ iqtā には夫々名前が付けられたのであるから、ミノルスキー教授の言の如く、「ラシード・ウツデインはかかる iqtā の位置に就いては述べてゐないが、アゼルバイジャンの地名に残る Sulduz, Oyrat の如き〔部族〕名、El-Tamur 等の如き人名はこの〔iqtā〕に關する重要な道標である。」然し今はこの問題に深く立入らず、モンゴル人の主要な住地が、クル・アラス両河下流域、ウルミア湖東部地方、及びホラサンの北部地方(現在のソ聯・イラン国境地帯)にあり、iqtā もこれらの地方に最も多く設定されたこと、及びこれらの諸地域は何れもモンゴル時代に著しく荒廃し、ここにモンゴル人の iqtā が設けられたことは、後にこれらの地域がトルコ人の住地と化するに大なる役割を果したと指摘するに止める。⁽⁸³⁾

集史から iqtā 授与の別の实例を二、三拾つて要約してみると、次の如くである。⁽⁸⁴⁾

「ガザンは各戸から子弟の未だ千戸集団の成員となつてゐない者一、二人(従つて各千戸から百乃至二百人)を出させ、一年間親衛兵 (kaziktān ḥ kesigfen) として勤務させることにした。これらの者にも被服を給し、iqtā を授けた。」

「またガザンは諸カン国間の戦争、及び貧困のために奴隸として売られたモンゴル人の子供をすべて買戻し、これを宿衛軍 (kibtān ḥ ketetūl) とし、Pulad Chingšāng (博羅丞相) をその萬戸長に任命し、イラガ地区 (vilāyat-i Marāgha) を以つてその經費に充てた。」
「更にガザンは国境守備の萬全を期し、そのための方策の一つとして、タジーク人 (Tajik 被支配者たるイラン人) の歩兵部隊をモンゴル風に千戸、百戸によつて編成し、これに被服、iqtā を与へた。」

これらの事例によつて軍隊の給与は、被服を支給する他、すべて iqtā を授け、その地の収入を以つてこれに充てることにしたことが確められる。更にタジーク軍にも iqtā 制が適用されたことを知る。これらの iqtā はモンゴル軍人の遊牧地の存する地域に設定されたものとは幾分性格が異り、これを殆ど軍人の俸給と言つても差支ないものである。かかる種類の iqtā の事はイルカン国後期の財政關係の史料に頻出する。マーザンダーニー (Abd-Allāh Ibn Muhammad Ibn Kiya al-Mazandarani) が一三六三年に著したといふ財政指針書 Risāla-yi Falakiyya (天職論) には、モンゴル軍、タジーク軍への iqtā が金額 (dinar) を以つて示されてゐる。その例を要約して次に示さう。⁽⁸⁵⁾

タブリーズ地区の税額総収入 3,288,000 dinar の内、3,254,750 dinar が諸経費として支出され、軍人への iqtā としつては 750,000 dinar が計上され、これはすべて barāt (割当証書) によつて支給される。その内訳を表示すれば次の如くなる。			
iqtā't 総額	750,000	dinar	
モンゴル軍への支給額	550,000	〃	
一、Muḥammad Khwāja 萬戸	300,000	〃	
二、Husayn Big 萬戸	250,000	〃	
タジーク軍への支給額	200,000	〃	
一、Sultāniyya 城 1,000 人	100,000	〃	
二、Alinjāq 城 700 人	35,000	〃	
三、Qahqaha 城 600 人	60,000	〃	
四、Alarāgh 城 500 人	45,000	〃	
更に別の一例を次に表示する。 ⁽⁸⁶⁾	20,000	〃	

軍人の iqtā'at 総額	[263,333 ¹ ₃]	dmār)
モンゴル軍への支給額	180,000	〃
一、'Abdul 萬戸	100,000	〃
内訳		
Tabriz の新税収入より	30,000	〃
Diyar-Bakr の旧税収入より	30,000	〃
Baghdad の税収入より	40,000	〃
二、Hasan 'Iraqi 萬戸	80,000	〃
内訳		
Tabriz の王室匠戸収入より	20,000	〃
Isfahan の税収入より	10,000	〃
Baghdad の税収入より	50,000	〃
タジーク軍への支給額	83,333 ¹ ₃	〃
一、城塞守備隊		
Tabriz の税収入より	33,333 ¹ ₃	〃
(イ) Sulfāniyya 城	20,000	〃
(ロ) Alinjāq 城	7,000	〃
(ハ) Qahqaha 城	6,333 ¹ ₃	〃
二、Khurāsān(?) 軍		
Khurāsān 州の税収入より	50,000	〃

始めの例は中央の財務省発行の barāt による軍人俸給の支給法であり、後の例は各地区の税収入の一部を軍人俸給に充当するやり方である。その割当額の徴収法は必ずしも明かでないが、何れにしてもこれらの iqtā' は食邑とは言ひ難く、軍人に対する俸給であつて、財務省の直接所管事項であつた。かかる俸給としての iqtā' が既にガザンの

時から、食邑としての性格を有する iqtā' と並んで行はれたのであつた。勿論ガザンの勅許状から知られる iqtā' も軍人に対する給与であり、軍人はその農民から財務省規定の税額を徴収する権限のみを与へられてゐたのであるから、「俸給としての iqtā' 」と全く性格を異にしてゐた訳ではない。ただ前者は遊牧地附近に設定され、世襲を許され、中央政府からこの地に対する課税は如何なる形でも行はれなかつたのであるから、その限りに於いては軍人がその土地の所有者 (mutaṣarrif) であつた。そして自己の労働力を以つて再墾した耕地は殆んどその軍人の私有地と見做されたのである。これに対して後者は、その支給方法は明かでないが、barāt により土地の収入を軍人に与へるものであつたにしても、国の予算に計上された軍人俸給であつた。然し実際に於いては前者が私有領となり、後者も事実上私有化していつたのではないかと思はれる。「食邑としての iqtā' 」が遊牧地附近のみならず、広くイランの諸州に設定されて、「俸給としての iqtā' 」との区別が明瞭でなくなつた。ヒンドーシャー (Muḥammad b. Hindushan) がジャライル朝の君主シャイフ・ウツアイズ (Shaykh Uways 1341-74) に捧呈した行政便覧 *Dasht al-Katib* には、iqtā' 授与の勅許状の一例が載せられてゐる。それを次に邦訳して示す。

「某地域の知事達 (hukkām ḥākim) 代官達 (nūvāb ḥātib) 收税吏達 (mutaṣarrifān) 書記官達 (dftikhiyān) よ、知れ。某年の始めからこの地 (mauza) を iqtā' とし、ジャヤーン・フリー (Shaykh 'Alī) の千戸に分ち授け、錢糧 (māl) 附加税 (mutavajjih) の財務省規定額及び耕作地の収入 (maḥsul-i marzū) 「をその千戸のものとし」、彼の名義で iqtā' を財務省の臺帳に登記する。このやうにして命令を施行し、その年の始めからその地を彼の所有 (ṭasarruf) とし、その行政区 (vilāyat) から区別する。「村落の」長老達 (muṭamadān) は耕作に充分なる注意を払ひ、年々、耕作者の収入及び財務省「規定」の附加税

を、違反、増減なく、その上司たる千戸・百戸の官人及び千戸の「成員たる」軍人に送れ。「その iqta に」所属することになったその地の農民 (ra'yyān) は従前通り耕作に従事せよ。如何なる者も「農民を恣に」庇護してはならぬ。「命令を」守り、「我等の」信頼に応へよ。」

モンゴル軍人に当該地の財務省規定額を徴収する権限を与へる点に於いて、この勅許状もガザンの iqta 授与勅許状と同じであるが、前者に於いては、呼びかけられてゐるのは、書記官の他に地方官、地方収税吏であり、地域も遊牧地附近と限定されてゐない。中央の財務省予算に計上された iqta もこのやうな形で支給されたのかも知れぬ。

然し「食邑としての iqta」と「俸給としての iqta」との原則的な区別は、実は歴史的なものである。iqta (複数形 iqta'at) はアラビア語動詞 qata'a の第四派生形であつて、「切斷すること」の意味から、君主が臣下に「土地を宛行ふこと」、更にこのやうにして「授与された土地」を指す語である。iqta' 制はアッバース朝末期から次第に行はれて、十一世紀セルジューク・トルコの勃興以来イランに於ける土地所有の最も重要な形態となつた。そして iqta' には当初から、「土地を授与する型」(iqta' al-tamlīk) と「土地の収入を支給する型」(iqta' al-istiḡhāl) との二形態があり、然も両者は実際には区別し難いことが多かつた。ガザンの iqta' 勅許状に言ふ「遊牧地内の荒廢地」は前者の型の系列上にあり、「農民附きの耕地」は後者の型に属すると考へられ、両者が同一人に授けられたのである。「俸給としての iqta'」は、「土地の収入を支給する型」を更に押し進めたものと言へよう。

さて、セルジューク朝の宰相ニザーム・ムルク (Nizām al-Mulk 1017/8-92) の Siyāsat-nāma (政治論) には次のやうな記事がある。

「iqta' を所有する muqta' 達は次の事を弁へよ。彼等に割当てられた法定の税額を農民から正しいやり方で徴収する以外の権限 (farmān) は彼等がない。それが徴収された後、「農民は」その身体、金銭、妻、

子及び物品、不動産の安全 (iman) 「を保護されねばならぬ。」 muqta' はそれらに對して要求してはならぬ。」

ここに記されてゐる iqta' 受領者の権限は、ガザンの勅許状に言ふそれと全く同じであり、文章まで酷似してゐる。ガザンを助けて財政改革に尽瘁したラシード・ウッデインがニザーム・ムルクに私淑してゐたことはよく知られてをり、iqta' 制施行に當つてニザーム・ムルクの政策を範としたのは当然であつた。

トルコマン (Qara-Qoyunlu, Aq-Qoyunlu 両王朝) 時代を経てサン・アヴイー朝になると、iqta' の語は殆んど用ゐられず、soyurghal, tiyul の二語がこれに代つた。tiyul はトルコ語 tiy-māk-deg-mek 「……の分前となる」に由来するトルコ語であり、tiyul の受領者は一定の官職に就いてゐる限り、或は特許状の如き証書を所有してをれば、割当られた土地からその政府に納入すべき税額を徴収して己のものとした。従つて tiyul はガザン勅許状の iqta' と同じ性格を有しながら、寧ろ「俸給」としての性格の強いものであつた。soyurghal はチムール朝の史書に既に見えるが、明かにモンゴル語 soyur'ral 「恩賜」の音を写した語である。soyurghal を授けられた者も、割当てられた土地の政府に納入すべき税額の徴収権を得たことは tiyul の場合と同じであるが、実際にはこの soyurghal の土地は免税の特権を伴ふ世襲領となつていつた。ガザンの勅許状に言ふ iqta' が、世襲を原則とし、財務省からの課税が行はれず、軍人の私有地 (milki) の性格を帯びてゐたことを考へれば、soyurghal の制度がモンゴル支配時代に萌芽してゐることは間違ひあるまい。

ガザンの施行した iqta' 制の特色を把握するには、更にイランに於けるモンゴル部族制の変化を追求し、tarkhan, inju の制度を調べ、また例へば元朝に於ける投下、歳賜問題との比較がなされねばならぬが、本稿ではモンゴル軍人の給与体系の確立を意図したガザンの勅許

状の考察を中心に、iqṭā' 制に関する序論を試みたに過ぎない。

(昭和三十三年七月二十三日)

「註」

- (1) その原文は *Geschichte Ġazān-Ĥān's aus dem Ta'riḥ-i-Mubārak-i-Ġazāni des Rasīd al-Din Faḡlallāh b. 'Imād al-Daula Abūl-Ĥair*, hrsg. von K. Jahn, London, 1940 (以下引用には *Rashid/Jahn II* と略す), 300-9 に見える。邦訳には Arends のロシア訳 (Рашид-ад-дин, Сборник летописей, Том III, перевод с персидского А. К. Арендса, Москва-Ленинград, 1946, 280-5) を参照した。なほ *iqṭā'* 制の事は次の諸著に論ぜられてゐる。C. D'Ohsson, *Histoire des Mongols*, IV, La Haye et Amsterdam, 1835, 420-9; H. H. Howorth, *History of the Mongols*, III, London 1888, 511-4; M. Belin, *Du régime des fiefs militaires dans l'Islamisme*, JA, 1870, 218-20; A. Z. V. Togan, *Umumi Türk Tarihine Giriş*, İstanbul, 1946, 281-3; B. Spuler, *Die Mongolen in Iran*, 2. erweiterte Auflage, Berlin, 1955, 408-9; A. K. S. Lambton, *Landlord and peasant in Persia*, London, 1953, 88-90.
- (2) K. Jahn, *Das iranische Papiergeld*, Archiv Orientalni, 1938, 308-40 参照。
- (3) フラグはアラミタ、ベグダード等から掠奪してきた財宝をイルミヤ湖上の Shāhā 城に貯けたが (*Ta'riḥ-i-Mubārak-i-Ġazāni*, *Geschichte der Ilḡāne Abagā bis Gaiḡātū*, hrsg. von K. Jahn, Praha, 1941 (以下 *Rashid/Jahn I* と略す), 45)、アフマッドがこれを即位の際に散じ、次いでアルグンは財宝を Sughūrlūq (イルミヤ湖南部の Sarūq 溪谷の Takht-i Sulaymān 附近) に集めたが、ガイベトがこれを消滅したと言はれる (*Rashid/Jahn II*, 182)。
- (4) 集賢本文 (*Rashid/Jahn II*, 300) には FRVT (farvat 毛皮) とあるが、これは QRVT (qurūt 麋茸) が正しい綴りと考へられる。V. Minorsky, *Naṣir al-Din Ṭūsī on finance*, BSOS, X (1940), 782, n. 2 参照。
- (5) 飛珂理世「蒙古語訳纂」570-3. を見よ。
- (6) yūt は「深く罰」徴し「養を」、またそれによる「家畜の死」を意味するトルコ語である。C. Brockelmann, *Mitteltürkischer Wortschatz nach Maḥmūd al-Kāshgarī Divān Lurāt at-Turk*, Budapest-Leipzig, 1928, 98 参照。
- (7) *Rashid/Jahn II*, 311.
- (8) 以下主として *Rashid/Jahn II*, 300-1 に拠る。
- (9) būkāul, idaji 共に未だその職制は明かにされてはゐないが、前者は王室乃至はオールドの飲膳を担当してゐたと考へられる。būkāul に就いては H. R. Roemer, *Staatsschreiben der Timuridenzeit*, Wiesbaden, 1952, 156 参照。

- idaji の原語は元朝秘史に見える e'üdeci「把門的毎」(VII, 20b) であると思へられる。Рашид-ад-дин, Сборник летописей, Том I, Книга вторая, перевод с персидского О. И. Смирновой, Москва-Ленинград, 1952 (以下 *Smirnova* と略す), 94, n. 6; Н. Н. Поппе, *Монгольский словарь*, Мукаддима ал-Адаб, Москва-Ленинград, 1938, 167 参照。
- (10) 収税吏の非行に就いては *Rashid/Jahn II*, 243 et seq. に詳しく。
- (11) *Rashid/Jahn II*, 301.
- (12) shiḡna はモンゴル語の daruṣaci「トルコ語の bāsqaq に相当し、武力を有する地方徴税監督官であつたと考へられる。なほ Spuler, *Die Mongolen in Iran*, 339-40 参照。
- (13) *Rashid/Jahn II*, 301-3.
- (14) この括弧内の文は *Rashid/Jahn II*, 302, n. 10 に所引のロシア文本によつて補つた。
- (15) 「アムの水からミスルの味まで」とはイルカン国の版図を指す表現として集賢に屢々用ゐられてゐる。言ふまでもなく、アムの水とはアラル海に注ぐ Amu-Darya のことであり、ミスル (Miṣr) とはエジプト (E. Bretschneider, *Mediaeval researches*, II, London, 1910, 135-6) のことである。
- (16) ガザンが農民をモンゴル人の暴力から保護したこととは *Rashid/Jahn II*, 268-9 に詳しく。
- (17) *Rashid/Jahn II*, 303-9. この *iqṭā'* 授与の勅許状の内容は Khwāndamir の Ḥabīb al-Siyar (Vol. 3, Tehran, A. H. 1333, 178-80) に要約されてゐるが、集賢の記事を補ふやうなものは何も見当らない。
- (18) māi は「資産、動産、税」を意味し、モンゴル語 mal は「家畜」の意であるが (Minorsky, *Naṣir al-Din Ṭūsī*, 788)、こゝでは暫く「錢糧」と訳しておく。なほ H. F. Schurmann, *Mongolian tributary practices of the thirteenth century*, HJAS, 19 (1956), 332-3, n. 60 参照。mutavajjihāt は W. Hinz 教授によつて Barsteuern, Bareingänge と訳されてゐるが (*Die Resālā-ye Falakiyyā des 'Abdollah Ibn Moḥammad Ibn Kiyā al-Māzandarāni*, Wiesbaden, 1952, 20)、こゝでは Lambton 教授に従つて (Landlord and peasant in Persia, 435)「附加税」と訳しておく。
- (19) auqāf は vaqf の複数形。vaqf に就いては Lambton, *Landlord and peasant in Persia*, 27-8; 230-7 参照。
- (20) この「十分の一」の半分が地主のものとなり、他の半分は財務省に帰した (*Rashid/Jahn II*, 355) 従つて Lambton 教授が「生産物の十パーセントが財務省に納められることになり、その残りは土地を耕作した軍人と地主との間で配分されることになつた」と言ふのは正しくない (*Landlord and peasant*, 90)。
- (21) *Rashid/Jahn II*, 253 参照。ガザンは三十年を契約の時効年限とした。三

十年以上を経た勅許状を無効とする勅令に就いては Rashid/Jahn II, 221-2 を見よ。

- (22) khāss 又は khāssa は「特別の、私的の」を意味する語であり、表面き政府に対して、これは奥向き王室関係の事柄を言ふのに用ゐられる。
- (23) 所謂 ötegü borol に当るものであらう。
- (24) コーラン第二章第一百七節 (ed. G. Flügel, 26)。
- (25) Spuler, Die Mongolen in Iran, 185-90 参照。
- (26) イルカン国の宮廷に仕へたイラン人達はモンゴル語に通じてゐるに相違なく、Sa'd al-Daula はそのモンゴル語に堪能の故を以てアルグンに重用されたのであり、Pür-i Bahā がモンゴル語、トルコ語を多数使用して作成した頌詩は有名である (V. Minorsky, Pür-i Bahā's "Mongol" ode (Mongolica II), BSOAS, 18(1956), 261-78)。ラシード・ウンデイーンの集史にも多数のモンゴル語、トルコ語が使用されており、言語学の好材料であるばかりでなく、モンゴルの複雑な支配形態を解るにも好い手掛りとなる。また総合的な研究はなされてゐないが、個々の術語に就いては多くの研究があり、以下引用の便を図つてそれらの著書・論文及び辞書の省略形を次の如くにする。
- Barthold, Ani: Die persische Inschrift an der Mauer der Manūchehr-Moschee zu Ani, Deutsche Bearbeitung von W. Hinz, ZDMG, 1951, 241-69.
- Bloch et : Djami el-Tévarikh, Histoire générale du monde par Fadl Allah Rashid ed-Din, ed. E. Blochet, Leiden-London. 1911.
- Boyle : The history of the world-conqueror by 'Ala-ad-Din 'Ata-Malik Juvaini, tr. by J. A. Boyle, 2 vols., Manchester, 1958.
- Kowalewski : Dictionnaire mongol-russe-français, 3 tomes, repr, Tientsin, 1941.
- Pelliot, Papauté : Les Mongols et la Papauté, Paris, 1923 (repr.).
- Pelliot-Hambis : Histoire des Campagnes de Gengis Khan, Cheng-wou ts'in-tcheng lou, tr. par P. Pelliot et L. Hambis, Leiden, 1951.
- Quatremère : Histoire des Mongols de la Perse écrite par Raschid-eldin, ed. et tr. E. Quatremère, Paris, 1836.
- Radlov : W. Padloff, Versuch eines Wörterbuchs der Türk-Dialecte, 4 Bde, Petersburg, 1893-1911.
- Rashid/Berezin : Сборник летописей, История монголов, перевод с персидскаго И. Н. Вережина, ТВОИАО, 7, 13, 15, Петербург, 1861-88.
- (27) 元朝秘史 II, 39a ; VIII, 13a. 以上元朝秘史の用例引用は主として初見のものに限る。E. Haenisch, Wörterbuch zu Manghol un Niuca Tobca'an, Geheime Geschichte der Mongolen, Leipzig, 1939 は網羅的ではないが便

利である。

- (28) 元朝秘史 II, 5a; Pelliot-Hambis, 325-6.
- (29) Quatremère, 121-3, n. 3.
- (30) 元朝秘史 I, 49a ; 29b.
- (31) Rashid/Jahn II, 303.
- (32) Rashid/Jahn II, 219 ; Rashid/Berezin II, 35 ; Pelliot-Hambis, 131.
- (33) Radlov IV, 1775 ; Kowalewski, 1150 ; Quatremère, 113-5, n. 53.
- (34) Haenisch, Wörterbuch, 26. 又は Minorsky, Mongolica II, 267 ; Boyle, 97, n. 4 を参照せよ。
- (35) Radlov III, 2091 ; Smirnova, 123, n. 5 ; 元朝秘史 II, 28b.
- (36) B. Vladimircov, Mongolica I, 333.
- (37) 元朝秘史 VIII, 31a ; P. Pelliot, TP, 1930, 195-8.
- (38) W. Barthold, Turkestan down to the Mongol invasion, London, 1928, 44-5.
- (39) 元朝秘史 VIII, 7a ; Radlov III, 1633.
- (40) Tadhkirat al-Mulūk, A manual of Šafavid administration, tr. & explained by V. Minorsky, London, 1943, 25, n. 1.
- (41) 元朝秘史 XII, 52a ; Pelliot, Papauté, 22-3.
- (42) 元朝秘史 I, 1a ; IV, 17b ; VIII, 34a ; Minorsky, Mongolica II, 266-7. Rashid/Jahn I, 15 ; 49 と 82 の AVJQA は üjūr (<hūjūr) の意である (Arends, 73, n. 1 ; 103, n. 2)。
- (43) 元朝秘史 IV, 25b ; IX, 36b ; XI, 22b ; Radlov I, 1488 ; Blochet, 410, note f.
- (44) 元朝秘史 VI, 39a ; Quatremère, 130-1, n. 12 ; 卷十三「元朝秘史に現はれた『龜出』(ömcü) の意味について」和田博士遺稿記念東洋史論叢 703-16.
- (45) Radlov I, 1443.
- (46) Minorsky, Mongolica II, 272.
- (47) Kašrari/Brockelmann, 151 ; 元朝秘史 I, 34b.
- (48) Radlov II, 1489-90 ; 元朝秘史 VI, 51b.
- (49) Quatremère, 348-9, n. 148 ; Pelliot, Papauté, 21, n. 4.
- (50) Radlov IV, 2224 ; Kowalewski, 2061 ; Quatremère, 260-3, n. 84.
- (51) Rashid/Jahn I, 45 ; 71 ; Rashid/Jahn II, 88.
- (52) Radlov, II, 210.
- (53) Barthold, Ani, 261 ; Lambton, Landlord and peasant, 80-1 ; Schurmann, Mongolian tributary practices, 333-9.

- (54) Radlov II, 998 ; 元朝秘史 I, 42b.
 (55) 元朝秘史 VII, 32a ; Quatremère, 200, n. 52.
 (56) 元朝秘史 V, 12a.
 (57) Quatremère, 256-9, n. 83 ; Blochet, 314, note c ; 341, note e ; Barthold, Ani, 262 ; Minorsky, Naṣir al-Dīn Ṭūsī, 783-4 ; P. Pelliot, Qubčiri ~ qubčir et qubč'ur ~ qubčur TP, 1944, 153-64 ; Schurmann, Mongolian tributary practices.
 (58) Kowalewski, 955.
 (59) 元朝秘史 V, 7b ; VIII, 24b ; Radlov IV, 536 ; Quatremère, 142-3, n. 22.
 (60) Radlov III, 796 ; Kowalewski, 1582 ; Quatremère, 138-9, n. 17 ; F. W. Cleaves, The Mongolian names and terms in the History of the Nation of the Archers, HJAS, 12 (1949), 438-9 ; W. Hinz, Islamische Masse und Gewichte, Leiden, 1955, 52.
 (61) 元朝秘史 III, 9a ; VIII, 38a ; Lambton, Landlord and peasant, 442 ; Nuzhat al-Qulūb (The geographical part of the Nuzhat-al-Qulūb composed by Ḥamd-Allāh Mustawfi, ed. & tr. by G. Le Strange, 2 vols. Leyden and London, 1915-19) II, 55.
 (62) 元朝秘史 III, 49b ; Kowalewski, 1912 ; P. Pelliot, TP, 1930, 36-7, n. 2.
 (63) Kāšrari/Brockelmann, 221 ; Kowalewski, 1832 ; Minorsky, Mongolica II, 267 ; F. W. Cleaves, The Mongolian documents in the Musée de Téhéran, HJAS, 16(1955), 88-91, n. 1.
 (64) Kāšrari/Brockelmann, 230 ; 元朝秘史 I, 33b ; VII, 45a ; II, 4b.
 (65) Pelliot, Papauté, 22 ; F. W. Cleaves, The Sino-Mongolian inscription of 1362 in memory of Prince Hindu, HJAS, 12(1949), 94-5, n. 6.
 (66) 佐口彦「チャカタイ・クハとその時代」東洋学報 XXIX-1, 108-10.
 (67) Kāšrari/Brockelmann, 232 ; 元朝秘史 I, 7b ; V, 39a ; I, 32a ; VIII, 46b ; IX, 19a ; Quatremère, 7-8, n. 3 ; Minorsky, Naṣir al-Dīn Ṭūsī, 789.
 (68) 元朝秘史 I, 12a ; V, 15a ; I, 9a ; V, 11b ; Minorsky, Mongolica II, 272.
 (69) 元朝秘史 XII, 49a ; P. Pelliot, TP, 1930, 192-5.
 (70) Kāšrari/Brockelmann, 79 ; 元朝秘史 IV, 43b ; Quatremère, 179-81, n. 44.
 (71) 元朝秘史 VII, 10b ; V, 17a.
 (72) Quatremère, clx-clxi, n. 242 ; 33-5, n. 51 ; G. Vernadsky, The scope and contents of Chingis Khan's yasa, HJAS, 3(1938), 337-60.
 (73) Rashid/Berezin III, 142 ; The Ta'rikh-i-Jahān-gushā, ed. Mīrzā

Muḥammad Qazwīnī, Part 1, Leyden-London, 1912, 17.

- (74) Radlov III, 214-5 ; 元朝秘史 II, 25b ; Quatremère, clxii, n. 242.
 (75) Kāšrari/Brockelmann, 97 ; 元朝秘史 I, 45b ; Quatremère, 54-7, n. 72.
 なはこの勅許状は十戸に授けられたものであり、原文はモンゴル語であつたと考へられるが、そのやうな原文は知る由もなく、また iqṭā' がモンゴル語で何と呼ばれたかも明かでない。Togan 教授はカーシャニー（Abd Allāh b. 'Alī b. Muḥammad al-Qāshānī）のオルジェイト史（Tārikh-i-Ūljāytū Sūltān）に見える yūrt-i charik（Bibliothèque Nationale, Sup. pers. 1419, 52b-53a）を iqṭā' のトルコ語表現と考へる。yūrt に対応するモンゴル語は nutur であり、nutur の配分はカンの権限であつたから、iqṭā' 授与もモンゴル人には遊牧地配分と同様に考へられたのかも知れぬ。なはイルカンの国のペルシア文書ではモンゴル固有制度に関する術語がトルコ語的要素を多く含むのに対し、元朝の史籍に見える音訳漢字はモンゴル語に復原されるものが多い（Schurmann, Mongolian tributary practices, 332 参照）。ガザンの勅許状にもこの傾向が認められる。aga-o-ini はトルコ語の表現 aga-ini を写したものであり、また nutur が用ゐられず、トルコ語の yūrt が使はれてゐる。その他の術語の音写にもトルコ語に直接繋るものが多い。それを次に表示してみよう。

- | ペルシア文字 | トルコ語 | モンゴル語 (括弧内は対応漢字) |
|----------|---------|------------------|
| bitikchi | bičigči | bičigeči (必闡赤) |
| daftar | dāftār | debter |
| kūch | güč | güčü (n) |
| tuzghū | tuzru | tusqu |
| yām | yam | jam |
| yarligh | yarliq | jarlir |
| yāsāq | yasāq | ḡasa (札 撒) |
- (76) Rashid/Jahn II, 351 ; Lambton, Landlord and peasant, 77-8.
 (77) Rashid/Jahn II, 355 参照。
 (78) Rashid/Jahn II, 294-5.
 (79) モンゴル文書の末尾は「我等の書 (bičig) は某年の某月の某〔日〕に、某地に在る時記した」といふ句で結はれてゐるのが常であり、iqṭā' 勅許状の末尾はそのペルシア訳であつたと考へられる。
 (80) Rashid/Jahn II, 149-54.
 (81) 勅令の全文は Rashid/Jahn II, 257-67 に載せられてゐる。
 (82) Rashid/Jahn II, 261-2.
 (83) Rashid/Jahn II, 266.
 (84) Rashid/Jahn II, 346-7.

- (85) Nuzhat al-Qulūb (I, 147; II, 146) によれば、ラシード・ウッデイーンの子で、アブーサイイド (Abū Sa'id) の宰相となつたギヤース・ウッデイーン (Giyāth al-Dīn) は「ホラサン州の徴税額を一定とし、州の経費、軍人の iqṭā' その他の支出を定め、残りをすべて国庫収入とする」ことを命じたといふ。収入支出を一定にして国庫収入の増加を図る点はガザンの意圖と同じであつた。
- (86) Rashid/Jahn II, 349-52; Lambton, Landlord and peasant, 91.
- (87) ガザンはベイドウを倒して王位を獲得し、その後もベイドウ派の根絶企ててゐる。またアルグン・アカの子ノールーズ、チオルマグーンの孫バイグートを滅して、夫々ホラサンに於ける所謂阿母河行中書省及びアゼルバイジャンに於ける探馬赤軍以来のモンゴル旧勢力を覆してゐる。その他、集賢のガザン紀にはモンゴル王族・貴族の処刑・滅亡の記事が多い。
- (88) Nuzhat al-Qulūb, I, 83; 92; 93; II, 85; 93; 94.
- (89) イランの地理に就いては、G. Le Strange, The lands of the Eastern Caliphate, Cambridge, 1930 を見よ。
- (90) Nuzhat al-Qulūb I, 64; 66; 83; II, 69; 70; 86.
- (91) Spuler, Die Mongolen in Iran, 332-4.
- (92) V. Minorsky, Mongol place-names in Mukri Kurdistan (Mongolica IV), BSOAS, 19(1957), 58-81.
- (93) ibid. 64.
- (94) Le Strange は「殆んど中世末まで Arrān 州の住民の大多数はキリスト教徒であつたが、モンゴル人の侵入に就く彼等の定住に至つて始めて、そして特に十四世紀末チムールがジョルジアに幾度かの作戦をなした後になつて、これらの地方はトルコ人の定住地帯となり、イスラムが支配的な宗教となつた」と言ふ (The lands of the Eastern Caliphate, 177)°。なお G. Jarring, On the distribution of Turk tribes in Afghanistan, Lund-Leipzig, 1939, 12 附載の Niedermayer のアフガニスタン人種分布図及び Народы Передней Азии, Москва, 1957 の前方アジア人種分布図、イラン人種分布図を見よ。
- (95) Rashid/Jahn II, 310-2.
- (96) Die Resāla-ye Falakiyyā des 'Abdullāh Ibn Moḥammad Ibn Kiyā al-Māzandarānī, hrsg. von W. Hinz, Wiesbaden, 1952, 44b-46a; 78b-79a.
- (97) ibid. 68a-b.
- (98) Muḥammad b. Hindūshāh, Dastūr al-Kātib, British Museum Or. 3344 (Supplement to the catalogue of the Persian manuscripts in the British Museum by C. Rieu, London. 1895, 189), 295b-296a. なお J. Freiherr v. Hammer-Purgstall, Geschichte der Goldenen Horde in Kiptschak, Pesth, 1840, 472-3 参照。
- (99) イランの諸地域に設けられた食邑に就いては、Spuler, Die Mongolen in

- Iran, 329; 331 参照。
- (100) F. Steingass, A comprehensive Persian-English dictionary, London, 1892, 87, 977.
- (101) Lambton, Landlord and peasant, 28-30; 49-76; ditto, The administration of Sanjar's empire as illustrated in the 'Atabat al-Kataba, BSOAS, 20(1957); M. Socernheim, IKTĀ' in the Encyclopaedia of Islām, II, 461-3.
- (102) Siyāsāt Nāma of Abu 'Ali Hasan Ibn 'Ali Khwaja Nizām-al-Mulk (Composed A. H. 485), ed. by the Late Muhammad ibn Abdal-Wahhāb Qazwini and M. Modarresi Chahārdehi, Tehran, 1956, 32. 又は Tadhkirat al-Mulūk/Minorsky, 28; Lambton, Landlord and peasant, 66 参照。
- (103) V. Minorsky, TIYŪL, in the Encyclopaedia of Islām, 799-801; ditto 'A soyūrghāl of Qāsim b. Jahāngir Aq-Qoyunlu (903/1498), BSOS, 9(1937), 927-60; Tadhkirat al-Mulūk/Minorsky, 27-8; 152; Lambton, Landlord and peasant, 101-3; 109 ff. И. П. Петрушевский, К истории института сойургала, Советское Востоковедение, VI, 1949, 227-46.
- (104) Rashid/Jahn II, 267 又は「土地を封賞 (quzāt < qāzi)' iqṭā' 受領權 (muqāṭi'an < muqṭa') と永世所有 (地) として (bar sabīl-i ta'bīd va takhlid) として与へた」とある。